（記載上の注意）

1　銀行持株会社が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

（記載上の注意）

1　会計監査人は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4)　［略］

［７～10　略］

11　会計参与に関する事項

(1)　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3)　［同左］

［７～10　同左］

11　会計参与に関する事項

［加える。］

［同左］

（記載上の注意）

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。